

随時発出される「全現場統一」で 全体のレベルアップを図る

「喜びを喜びに（JOY&JOY）」をコーポレートスローガンに掲げ、総合建設業として事業展開する森組。安全衛生活動の実績や現状などを分析し、評価し、明確かつ具体的な「安全衛生目標」を定めて災害防止活動に取り組み、成果を上げている。

株式会社森組・大阪府

目標を定め、達成のための具体的な実施事項を示す

森組は、大証2部上場の総合建設業である。創業113年の歴史を誇る老舗でもある。それだけに、業界のリーダー企業としての自負や誇りもあり、災害防止のための安全衛生活動に余念がない。

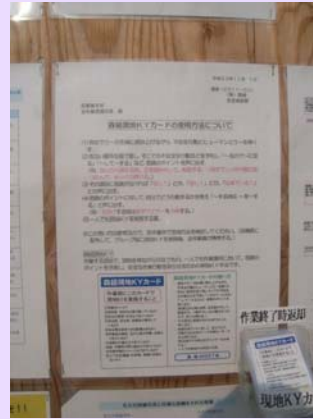
まずはその年度の安全衛生活動の柱となる「安全衛生目標」から見ていくことにしよう。目標は、前年度の安全衛生活動の実績や災害の現状などを分析、評価し、優先度の高いものが掲げられる。その目標を達成するための施策としてさらに具体的に実施すべき事項が示される。2012年度（平成24年度）の安全衛生目標は、「死亡・重大災害ゼロの継続（三大災害の絶滅） 事故・災害発生件数の30%減少（前年度比較）」である。この目標を達成させるための施策として、1. 「前年度型別上位災害防止対策」として、飛来・落下災害防止対策、熱中症予防対策が上げられ、実施すべき事項が明確に示されている。熱中症予防対策では、6月～9月の間を熱中症防止強化期間として、「熱中症予防対策責任者」を選任し、全工事作業所にWBGT（熱中症指標計）が設置された。次いで、2. 建設機械・クレーン等災害防止対策、3. 第三者災害防止、その他主要災害防止の取り組み、4. 労働環境・職場環境の充実に関して、5. 教育訓練の実施——が示されている。

これらの活動を的確に実施するために、「安全管理方針による全現場統一」が随時、安全統括部から全作業現場所長に発出される。法令等の改正情報の周知はもとより、従来から展開している活動の再確認や徹底・改訂内容の周知、建設業界での取り組み事例の導入・紹介などが通達されるものだ。「安全管理方針による全現場統一」は、同社における共通

パトロール写真



現地KYカード掲示状況



現地KYカード

<p>森組現地KYカード</p> <p>作業前にこのカードで 現地KYを実施すること</p> <p>①体調はいいか? ②深呼吸、気持ちは落ち着いているか? ③足元の清掃・片付はできているか? ④安全靴、安全帯、保護具は着用しているか? ⑤安全帯を使用できる設備はあるか? ⑥作業床の確保、及び工具の準備・点検はできているか? ⑦床開口の養生はできているか? ⑧壁、手摺等の開口養生はできているか? ⑨作業手順のイメージはできているか? ⑩上下左右(重機・吊荷等)、周囲に危険はないか?</p>	<p>森組現地KYカードの使い方</p> <p>① 現地で①～⑩を順に読み上げながら、不安全行動とヒューマンエラーを無くす。 ② 危ない箇所を指で差しそこの不安全行動などを予知し「～なので～になる」「～して～する」など、危険のポイントを声に出す。 (例 脚立から降りる時、足を踏み外して、転倒する。→両手でしっかり脚立をつかんで、ゆっくり降りる。) ③ その項目に危険がなければ「なし」と声に出す。 ④ 危険のポイントに対して、自分でどう行動するかを考え「～する時は～を～する」と声に出す。 (例 玉掛けする時はまずワイヤーを点検する。) ⑤ 一人でも現地KYを実施する事。</p> <p style="text-align: center;">森組・MOST会</p>
--	---

ルールであり、どの作業現場でも同様に災害防止対策や安全衛生活動を展開するためのマニュアルでもある。

さらにこうした活動の実施状況をはじめ、作業現場の安全衛生状態を把握するために、定期的に安全統括部による安全衛生パトロールが展開されている。基本的には毎月1回は各作業現場に担当者が出向いている。その際、チェックリストに基づく点数制を導入しており、改善が必要な事項については、「即是正」「是正」「指導」のランクに分けて指示が出され、報告も求められる。写真報告のケースもある。点数制を取り入れているため、「安全成績」が即座に分かるようになっている。もちろん、良い点については「加点」して評価することになる。

また、協力業者に対しても「経営者安全パトロール」(毎月1回)の実施を要請している。点検表をもとに自社作業に対する巡回内容指示事項を記入し、その結果を作業所長に提出する。巡回時には自社作業者を集めての「安全ミーティング」を実施することも必須となっている。

作業員 1 人ひとりの安全力を高める「森組現地KYカード」活動

協会（MOST会）との共同で作成し、現場で展開している取り組みに、「森組現地KYカード」活動がある。労働災害の発生要因の1つである“思いこみ”によるヒューマンエラーをなくすための取り組みである。新規入場時に定期大のカードが渡される。「作業前にこのカードで現地KYを実施すること」として、体調はいいか？から始まって安全靴・安全帯・保護具は着用しているか、開口の養生はできているかなど10項目が記載されている。作業前の朝礼や職種ごとのKYやTBM（ツールボックスミーティング）の後、作業員個々人が当日の作業場所（現地）で1項目ずつ読み上げながら、声を出して危険ポイントを指摘し、どのような行動をとらなければならないかを実践するものだ。これは、たとえ1日の入場・作業を行う者も同様に実施することになる。全員が携帯し、作業場所（現地）にて作業前に実施する。1人ひとりの安全力を高め、思いこみを排除し、不安全行動防止に力を入れている活動といえる。

「eラーニング」による社内安全衛生教育を実施

同社では「eラーニング」を活用して、技術職員の安全衛生教育を平成20年度から実施している。受講方法は、パソコンで指定のホームページアドレスに各自に割り当てられているメールアドレス・パスワードを入力することにより、安全統括部が作成した指定の問題を受講することができる。講座はマネージャー（所長クラス）、リーダー（主任クラス）、スタッフ（職員）の階層別に用意されている。毎年1回、実施され、期間は1ヵ月の間に終了するように、各自が時間を調整しながら行う。ただ、工事の進捗によって時間がとれないような場合には、柔軟に対応して、全員が合格するまで、安全統括部がフォローする仕組みである。受講状況や成績が芳しくない職員に対しては、パトロールで現場に赴いた際に、アドバイスや激励が行われる。難易度は、関係資料などを引きながら自分で勉強する姿勢が求められる程度だという。「eラーニング」の導入により、「遠隔地で勤務している職員も、現場事務所で受講することが可能で、教育のために移動する時間、経費を節約でき、また資料のやりとりする手間を省くことができた」という。

経営者パトロール点検表

MOST会経営者安全パトロール点検表

会社名	役職名	氏名	印
巡回日 平成 年 月 日 ()	巡回時間 午前・午後	:	~ : :
所長名	作業所名	職長名	稼動人員 名
自社の工事現況			

※自社作業に対する巡回内容指示事項を記入して下さい。

区分	No.	点 検 項 目	評 価
安 全 施 設 ・ 作 業 行 動	1	開口部(点検口・避難口・EV・掘削周囲・作業床端・型枠建込中の階段踊場端・EXP部等)の養生はよいか	
	2	足場(足場と躯体間隙間養生・プレス取付け・妻側手摺2段・下棧・外部養生(ネット、枠網等)の取付状況はよいか	
	3	脚立(3点以上の支持・作業床の緊結・足元周辺の片付・滑り止め等)の使用状況はよいか	
	4	移動足場(適所への配置・ゴムバンドによる緊結等)の使用状況はよいか	
	5	安全带使用を必要とする場合の親綱等の設置状況と安全带使用状況はよいか	
	6	重機作業中の立入禁止、監視人の配置状況はよいか	
	7	足場の足元状況(敷板の隙間・地盤)と壁つなぎの取付け状況はよいか	
	8	足場、作業床、開口部周辺に仮置きしている資材、仮設材の飛散防止措置はよいか	
	9	飛来落下の恐れのある箇所への立入禁止(鉄骨建方、足場及び揚重機組立・解体、材料の荷上げ、型枠組立・解体)措置はよいか	
	10	安全看板等の掲示・表示状況はよいか	
	11	電動工具類の点検(安全装置・絶縁対策・持込許可等)状況はよいか	
	12	保護具(保護眼鏡、防じんマスク等)の使用状況はよいか	
	13	室内への引き込み延長コードの配線(架空、損傷等)状況はよいか	
	14	危険物(有機溶剤、断熱ウレタン廃材等)の保管管理状況はよいか	
	15	作業場は必要な照明が確保されているか	
	16	その他、不安全行動・不安全状況はないか	
整 理 ・ 整 頓	17	足場上の整理整頓状況はよいか	
	18	資材置場の整理整頓状況はよいか	
	19	安全通路の確保と整理整頓状況はよいか	
そ の 他	20	詰所・休憩所の清掃・片付け状況はよいか	
	21	ゴミの分別収集状況はよいか	
	22		
	23		

※評価欄 ○：良好 △：可 ×：不可 -：該当なし(未点検) (△×については下の指導事項欄に要点を記入する)

指導事項(パトロール者記入欄)

※職長コメント

※作業所コメント

注) 1. 経営者(又は代理者)が安全パトロールを実施し、点検表を一部コピーし作業所長に提出して下さい。
2. 巡回時に自社(2次・3次以下含む)作業員を集め、安全ミーティングを実施のこと。

— 2012年度 安全衛生目標 —

死亡・重大災害ゼロの継続（三大災害の絶滅）
事故・災害発生件数の30%減少（前年度比較）

2012年度安全衛生目標達成の為の施策

1. 前年度型別上位災害防止対策

- ① **飛来・落下災害防止対策**
足場上の作業での措置（2009年6月法改正）の厳守、物体の落下防止措置として、幅木10cm以上又はメッシュシート・防網を設置するか、立入禁止区域を設定するかの措置を確実に講じること。
- ② **熱中症予防対策**
昨年度は全国的な異常気象の為、全国での熱中症での死亡災害は増加傾向にある。当社では重症で無いものの4件（前年4件）と同じ発生件数となった為、本年度は特に6月から9月の間を熱中症防止強化期間としてWBGT値測定及び現地KYカードを活用して熱中症災害ゼロを目指す。

2. 建設機械・クレーン等災害防止対策

- ① **建設機械・クレーン等のオペレーター対策**
現場に長期間常駐するオペレーターの資質を識別（注意力—意識集中能力等）測定する検査（新ブルドン抹消検査）を実施してオペレーターの適正配置を推進する。
- ② **建設機械・クレーン等の作業従事者の携帯電話・喫煙の禁止**
建設機械・クレーン等作業従事者（オペレーター・合図者・玉掛け者・指揮者・監視員）による、本人不注意（ヒューマンエラー）による労働災害及び第三者事故・災害を無くす為、運転中・作業中の携帯電話の使用と喫煙を禁止する。
- ③ **固定式クレーン・タワークレーン・移動式クレーンの点検確認強化**
全現場統一通達書（2011.3.10）での固定式クレーンの点検方法の統一と、タワークレーン・移動式クレーンの監視員配置を徹底する。

3. 第三者災害防止、その他主要災害防止の取り組み

- ① **森組現地KYカードの活用**
作業員一人一人が不安全行動やヒューマンエラーを無くす為、全作業員が現地KYと指差呼称の重要性を再認識し「森組現地KYカード」を活用し労働災害を無くす。
- ② **クレーンの定格荷重を90%以内として計画・実施する**
今期は特に定格荷重の表示を90%以内（緑色ランプ）として、オペレーター・合図者が連携し警戒値以内での作業を実施し安全作業に努める。
- ③ **クレーン作業時に於ける玉掛ワイヤーの外れ防止対策**
「知恵の輪現象」「背抜け現象」の防止を推進するため、フックから玉掛けワイヤーが外れるメカニズムを現場で危険予知し、吊り治具の改善・創意工夫を行い安全作業に努める。

4. 労働環境・職場環境の充実に関して

- ① **メンタルヘルスケア対策の推進**
毎月の安全衛生委員会等で時間外労働時間の増加者に対する対策推進の確認を実施し、社員（特に現場技術者）に対して、メンタルヘルスケア対策の推進を図る。
- ② **協力会社経営者安全パトロールの強化促進**
（株）森組・MOST会を通じ協力会社経営者安全パトロールを実施しているところであるが、更なる強化を図るため、用紙の常時配備、事務局への報告等を通し店社と協力会社が連携を図りゼロ災を達成する。
- ③ **安全管理活動を通じて社会から認められる会社を目指して**
2011年度から開始された厚生労働省「安全プロジェクト（2012.2.23掲載）」に参加し、当社の安全に対する取り組みを公表し、災害ゼロから危険ゼロへの取り組みを推進していくこととする。

5. 教育訓練の実施

- ① **送り出し教育と新規入場者教育の重要性**
建設現場において、新規入場から7日間の被災率を見ると新規入場者が被災する率が40%と多いため事業者（協力会社）は未経験者に対して、送り出し教育と新規入場者教育を徹底すること。
- ② **緊急時対応模擬訓練の実施**
2011年2月17日付で改訂した、緊急事態対応手順テスト（訓練）の実施要領に基づき、1回/年実施すること。且つ事前に訓練内容を安全統括部へ報告・協議すること。（近隣同士の作業所は合同でも可）